

## ■ 免状の再交付【1,900円】に係る手数料納付

- 1 京都府庁や各広域振興局の専用窓口で納付する場合は、窓口で発行された「納付済証」を申請書裏面に貼付して申請してください。
  - 手数料の納付可能場所（府内12カ所）はこちら（京都府HP）  
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/3nohubasyo.pdf>
  - 窓口での納付方法（各総合庁舎で納付する場合）  
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/1shinkokyoku1018.pdf>  
（京都府庁本庁で納付する場合）  
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/2honcho.pdf>
- 2 お手持ちの京都府収入証紙を利用（令和5年3月10日までに申請書が到着するものに限って利用可能）する場合は、証紙を貼付して申請してください。
- 3 web事前登録後にコンビニ納付をする場合は、以下のリンクから事前登録を行ったうえで、コンビニ店舗で手数料を納付し、発行された申請書用番号（Cから始まる9桁）を申請書裏面に記入してください。
  - 納付方法の詳細はこちら（京都府HP）  
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/5.pdf>

| 申請区分          | 手数料       | URL（京都府専用サイト）   |
|---------------|-----------|---|
| 危険物取扱者<br>再交付 | 1,900円（※） | <a href="https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10134">https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10134</a> |
| 消防設備士<br>再交付  |           | <a href="https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10139">https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10139</a> |

※ この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。